

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	梶原町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.yusuhara.kochi.jp/town/kakuka/soumu/entry-1232.html

執行機関名 梶原町長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	町営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)に規定する公営住宅に該当しないものに限る。)の管理に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条に準ずるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第1の項 町営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)に規定する公営住宅に該当しないものに限る。)の管理に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第18条に準ずるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第1条	梶原町ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例(平成六年条例第十六号)第4条の準用規定による梶原町営住宅管理条例(平成九年条例第二十三号)第6条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>梶原町ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1項の準用規定による梶原町営住宅管理条例第6条</p> <p>(入居者の資格) 第6条 町営住宅の入居者は、収入が259,000円を超えない者で、次の各号に掲げる全ての条件を具備するものでなければならない。 (1) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (2) その者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 (3) 入居者及び同居者が市町村民税を滞納していないこと。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>梶原町ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例(平成六年条例第十六号)</p>